

青森県報

号外第六十八号

平成二十三年
七月一日
(金曜日)

目 次

訓 令

青森県副知事の事務分担等に関する規程の一部を改正する訓令

（人事課）…一

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

告 示

知事の職務を代理する副知事の順位

（人事課）…二

訓 令

青森県訓令甲第二十四号

青森県副知事の事務分担等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県副知事の事務分担等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県副知事の事務分担等に関する規程（平成十九年七月青森県訓令甲第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号及び第二号を次のように改める。

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百二十二条第一項の規定による第一順位の副知事（以下「第一順位の副知事」という。）の担当する事務

ア 健康福祉部の所掌事務

イ 農林水産部の所掌事務（総合販売戦略課の分掌事務を除く。）

ウ 県土整備部の所掌事務

エ 病院局に関する事務

二 地方自治法第五十二条第一項の規定による第二順位の副知事（以下「第二順位の副知事」という。）の担当する事務

ア 環境生活部の所掌事務

イ 商工労働部の所掌事務

ウ エネルギー総合対策局の所掌事務

エ 出納局の所掌事務（会計管理者の権限に属する事務を除く。）

オ 教育委員会に関する事務

カ 選挙管理委員会に関する事務

キ 人事委員会に関する事務

ク 監査委員に関する事務

ケ 公安委員会に関する事務

コ 労働委員会に関する事務

第一条第三号中ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 総務部の所掌事務

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第二十五号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第八条第三項中「企画政策部」を「総務部、企画政策部」に改める。

第九条第二項中「総務部及び」及び「総務部にあつては当該事務を担当する行政改革・危機管理監、次長又は生活再建・産業復興局長」を削り、同条第三項中「当該事務が」の下に「総務部、」を加え、同項第三号中「ときは」の下に「総務部にあつては当該事務を担当する行政改革・危機管理監、次長又は生活再建・産業復興局長」を加える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第一順位 副知事 青山祐治

第二順位 副知事 佐々木郁夫

青森県告示第五百八十八号

平成十九年七月一日青森県告示第四百九十九号（知事の職務を代理する副知事の順

位）は、廃止する。

平成二十三年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭